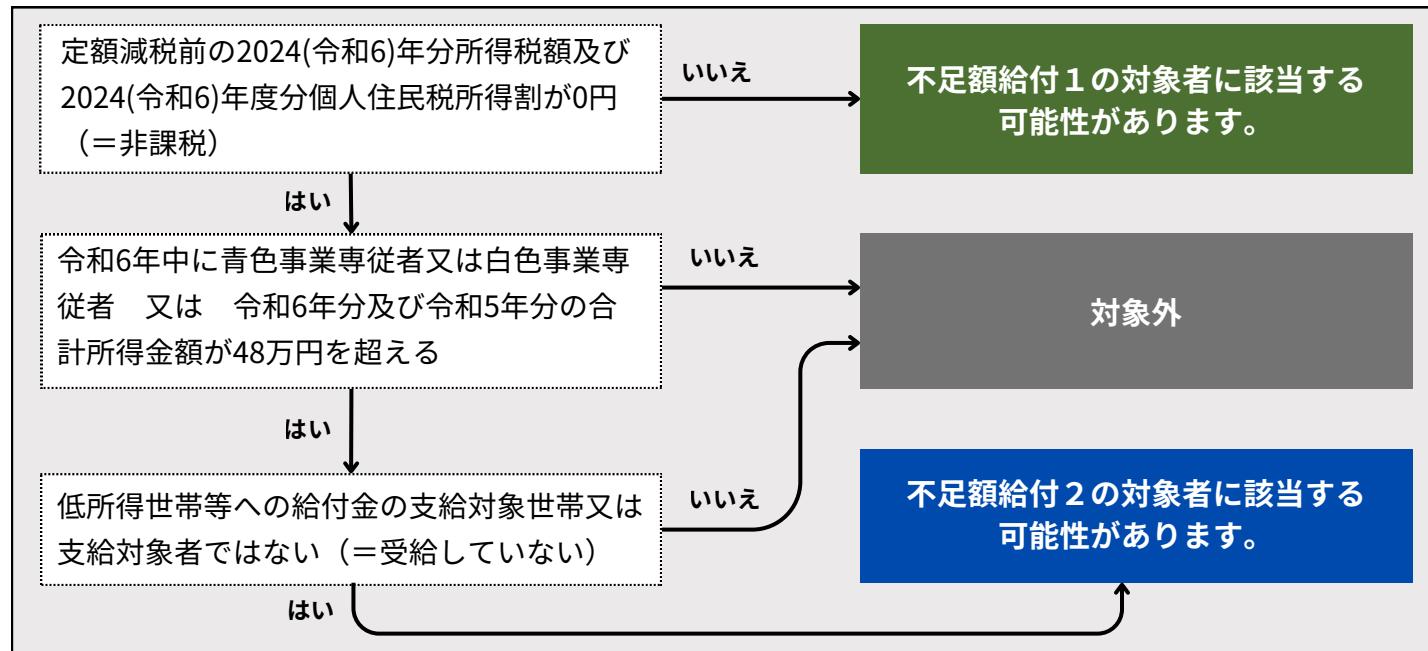


2025(令和7)年度

定額減税補足給付金(不足額給付)について

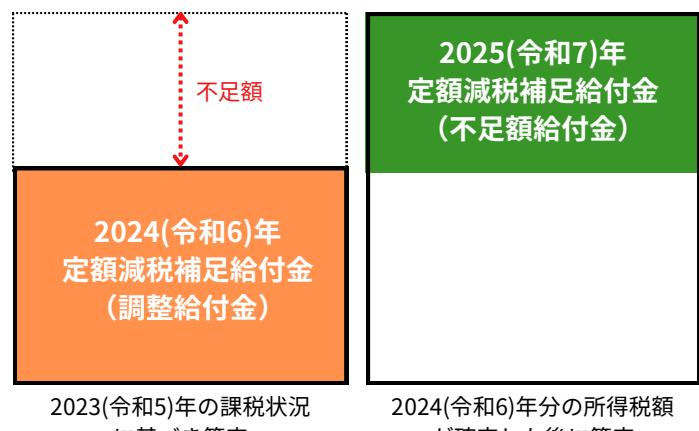
令和7年1月1日時点で住民登録があった市町村から「定額減税補足給付金(不足額給付)」が支給されます。対象者や手続き等の詳細については、以下の内容をご確認ください。

誰が対象になりますか？



不足額給付1

2024(令和6)年「定額減税補足給付金(調整給付金)」の給付額は、2023(令和5)年の課税状況に基づき算定されました。2024(令和6)年分の所得税額が確定した後、2023(令和5)年と比較して所得に変動があるなどの一定の事情により、当初の調整給付額に不足があることが判明した場合は、「定額減税補足給付金(不足額給付金)」として追加で支給されます。



対象者の例



- 2023(令和5)年所得に比べ、2024(令和6)年所得が減少した方
- 子どもの出生等、扶養親族が2024(令和6)年中に増加した方
- 当初調整給付後に税額修正が生じた方
- 2023(令和5)年は収入がなかったが、2024(令和6)年中に就職した方(新社会人、2024(令和6)年中に新規入国した外国人労働者等)

など

不足額給付 2

以下の全ての給付要件を満たす方に対して、**1人当たり原則4万円（定額）**が「定額減税補足給付金（不足額給付金）」として支給されます。

給付要件：

1. 2024(令和6)年分所得税額及び2024(令和6)年度分個人住民税所得割額が0円であること（=非課税）

2. 税制度上、扶養親族等に該当しないこと

以下に該当する方等が対象となります。

- ・2024(令和6)年中に青色事業専従者と白色事業専従者（※）であった方
- ・2024(令和6)年分及び2023(令和5)年分の合計所得金額が48万円を超える方

※親族が経営する事業に従事している方（配偶者控除の対象者（被扶養者）は除く）

3. 低所得世帯等への給付金の支給対象ではないこと（支給対象世帯の世帯主若しくは世帯員又は支給対象者ではないこと）

低所得世帯等への給付金：

- ・2023(令和5)年度住民税非課税世帯への給付金（1世帯7万円）
- ・2023(令和5)年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯10万円）
- ・低所得の子育て世帯への「子ども加算」（対象児童1人5万円）
- ・2024(令和6)年度個人住民税において、新たに非課税等となる世帯への給付（1世帯10万円）

対象者の例

- ・配偶者の個人事業でパートとして働いている方
- ・世帯主の扶養親族に該当しない年金収入がある方

など



どのような手続きが必要ですか？

必要な手続き及び期限等は市町村によって異なります。

原則、対象となる方には令和7年1月1日時点で住民登録があった市町村から不足額給付金に関する文書（お知らせ、確認書、申請書等）が送付されます。届いた文書を確認した上で必要な手続きを期限内に済ませてください。



以下の方は申し立てをする必要があります。

- ・不足額給付金に関する文書が届いたが、支給額の再算定が必要と思われる方
 - ・不足額給付金に関する文書は届いていないが、本給付金の支給対象者と思われる方
- ※申し立ての手続きについてはお住まいの市町村に確認してください。

どこに問い合わせできますか？

お住まいの市町村にお問い合わせください。なお、多くの市町村は専用のコールセンターを設置していますので、事前に問い合わせ先を確認してください。自分で問い合わせすることが難しい場合は、北海道外国人相談センターにご連絡ください。

